

モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和元年からのモモせん孔細菌病の多発生を受け、令和4年度以降の本病のまん延を防止し、モモの生産安定を支援するため、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業（以下「事業」という。）について市町村長が助成する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、市町村とする。

2 事業実施主体は、農業協同組合、(一社)農薬販売者協会、その他知事が適当と認める団体及び農業者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別添様式1）を添えて、令和4年2月4日までに知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があり、規則第5条の規定により内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きの規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものはこの限

りではない。

- 2 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 3 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 市町村長は、補助金の概算払いを受けたときは、遅延なく事業実施主体に間接補助金（市町村が知事から受けた補助金を財源の全部又は一部として事業実施主体に交付する補助金をいう。）を支払うものとする。

（実績報告書）

第8条 市町村長は、当該事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第6号）に事業実績報告書（別添様式1）を添えて、知事に提出するものとする。

（書類の保管）

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておくなければならない。

（書類の提出）

第10条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別 表

| 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------|------|-----------|---------|---------|---------------------------|----------------------------|---------|-------------------------|---------------------------------|---------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>モモセン孔細菌病の越冬病原菌密度低減のため、市町村長が助成する秋季防除対策事業に要する経費</p> <p>なお、補助回数は3回を限度とし、1回の秋季防除対策事業の対象となる防除薬剤、10a当たりの薬剤量、上限単価は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p> <table border="1" data-bbox="185 642 984 1005"> <thead> <tr> <th>薬剤名</th> <th>薬剤量</th> <th>上限単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICボルドー412</td> <td>13.4 kg</td> <td>3,339 円</td> </tr> <tr> <td>4-12式ボルドー液 (ボルトップ+硫酸銅)</td> <td>硫酸銅 1.6 kg ボルトップ 4.8 kg</td> <td>1,583 円</td> </tr> <tr> <td>ムッシュボルドーDF (クレフノン加用)</td> <td>ムッシュボルドーDF 0.8 kg クレフノン 4 kg</td> <td>2,090 円</td> </tr> </tbody> </table> | 薬剤名 | 薬剤量 | 上限単価 | ICボルドー412 | 13.4 kg | 3,339 円 | 4-12式ボルドー液 (ボルトップ+硫酸銅) | 硫酸銅 1.6 kg ボルトップ 4.8 kg | 1,583 円 | ムッシュボルドーDF (クレフノン加用) | ムッシュボルドーDF 0.8 kg クレフノン 4 kg | 2,090 円 | <p>市町村長が事業実施主体に補助した額の1/2以内 (ただし、補助対象経費の1/3を限度とする。)</p> | <p>補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもの</p> |
| 薬剤名 | 薬剤量 | 上限単価 | | | | | | | | | | | | |
| ICボルドー412 | 13.4 kg | 3,339 円 | | | | | | | | | | | | |
| 4-12式ボルドー液 (ボルトップ+硫酸銅) | 硫酸銅 1.6 kg ボルトップ 4.8 kg | 1,583 円 | | | | | | | | | | | | |
| ムッシュボルドーDF (クレフノン加用) | ムッシュボルドーDF 0.8 kg クレフノン 4 kg | 2,090 円 | | | | | | | | | | | | |

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和3年度モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙のとおり実施したいので、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類 モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業実施計画書（別添様式1）

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

令和3年度モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和3年度モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業計画を変更したいので、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類 モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業実施計画書（別添様式1）
※ 変更前と変更しようとする内容を比較記載した計画書を添付すること

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和3年度モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業計画を中止（廃止）したいので、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和3年度モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり概算払いを受けたいのでモモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

| 補助金交付 決定額 ① | 既概算交付額 ② | 差 引 額 ①-② | 今回概算 請求額 | 備 考 |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法 口座振替

| | | | |
|-------|---------|-------|--|
| 金融機関名 | | 本店 支店 | |
| 預金種別 | 当座 ・ 普通 | | |
| 口座名義 | | 口座番号 | |

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和3年度モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、事業が完了したのでモモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 支払いの方法 口座振替

金融機関名 _____

現金種別 (当座・普通)

(ふりがな)

口座名 _____

口座番号 _____

3 添付書類 モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業実績報告書 (別添様式1)

(単位:円)

| 事業実施主体 | 実施者数 | ほ場数 | 総面積(a) | 補助対象経費 (A)+(B)+(C) | 市町村が事業実施 主体に補助する (した)経費 (A)+(B) | 負担区分 | | |
|--------|------|-----|--------|-----------------------|------------------------------------------|-----------|-------------|------------|
| | | | | | | 県費 (A) | 市町村費 (B) | その他 (C) |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する規則又は要綱
- (2) 事業の完了を確認したものの写し
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(注) 実績報告書については、様式中の「実施計画書」を「実績報告書」に、「補助する経費」を「補助した経費」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に書き換えるものとする。